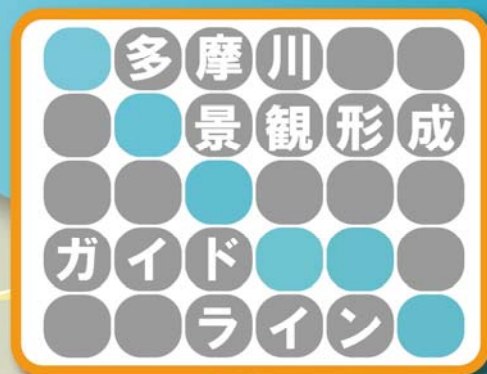


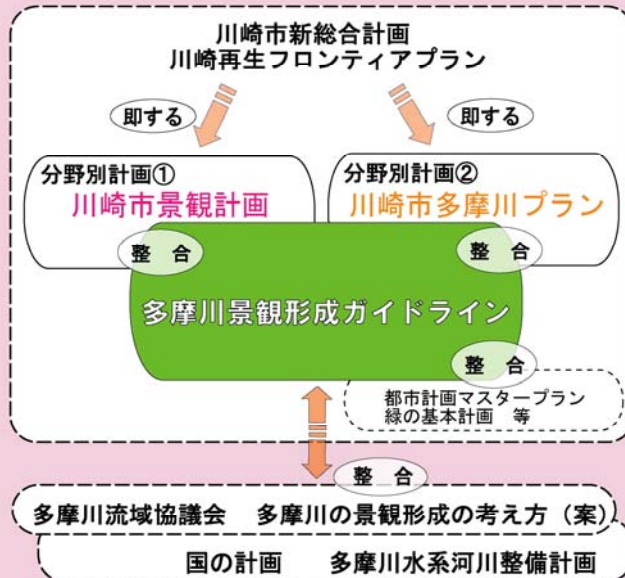


1 目的

多摩川は、川崎市民にとっての共有財産であり骨格的な景観資源です。それは、二ヶ領用水、堰や渡しに象徴されるように、長い間市民の暮らしの舞台として息づいていました。現在では、多摩川沿いにある特性を活かした土地利用転換やマンション建設が進むほか、散歩、スポーツ、釣りやバードウォッチングなどで多くの人々に利用されています。また、豊かな自然をもつ都市内の貴重なオープンスペースとしての付加価値が見直されています。

この契機を捉えて、多摩川の魅力を活かした街なみづくりを市民、事業者、市の協働と、それぞれの創意工夫をもって進めていきます。

2 ガイドラインの位置づけ



川崎再生フロンティアプラン

川崎市の市政運営のための基本方針で、10年の「基本構想」と、それに基づく3ヵ年ごとの「実行計画」で構成されています。このフロンティアプランの基本施策である「個性と魅力が輝くまちづくり」を実現するために、多摩川景観形成ガイドラインを定めます。

川崎市景観計画

国が定めた「景観法」に基づき、良好な景観の形成に関する総合的な計画として定めます。川崎市では、総合計画や景観条例との調整を図り、平成19年12月に策定しました。

川崎市多摩川プラン

総合計画に基づき、多摩川の魅力を生かした総合的な施策展開を、市民、企業、学校、行政などと協働で推進する具体的な取組をまとめた計画で、平成19年3月に策定しました。

多摩川水系河川整備計画

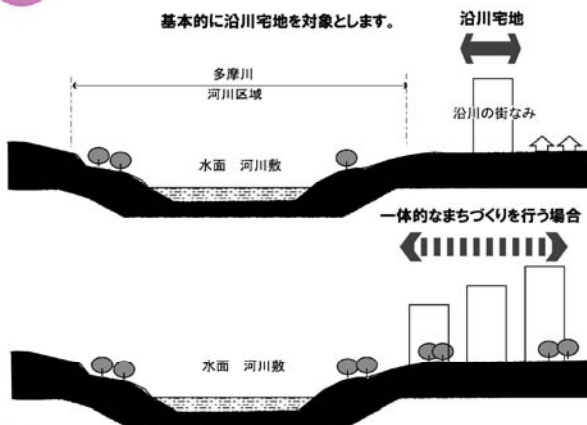
「河川法」に基づき、多摩川の「治水」「利水」「環境」を総合的にとらえ、国が策定した計画です。

多摩川の景観形成の考え方 (案)

川崎市も含めた多摩川及びその周辺市街地の景観形成の考え方をまとめたものです。

※景観計画、多摩川プランは、都市計画マスタープランや緑の基本計画等の関連施策と整合を図り策定されていますので、多摩川景観形成ガイドラインに関しても、これら関連施策との整合を図るものとします。

3 対象区域



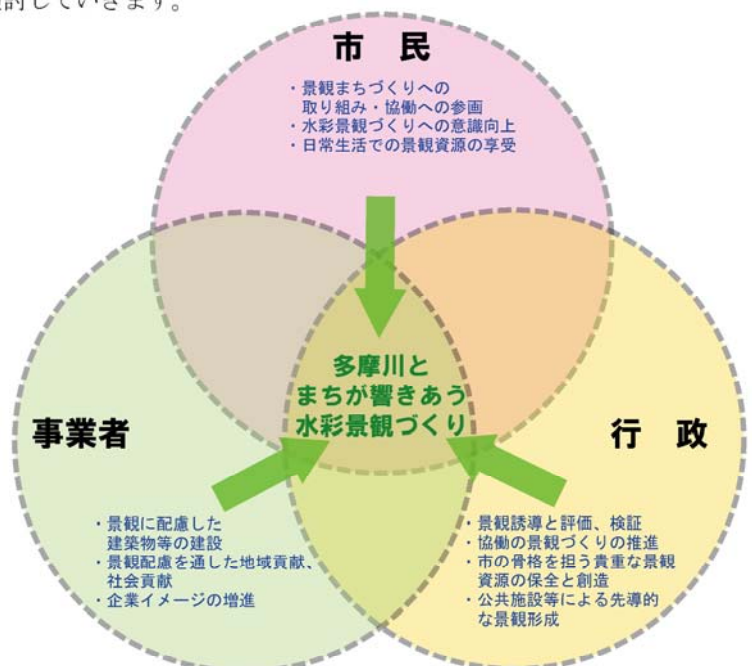
ガイドラインでは、多摩川沿川の顔づくりに影響を及ぼす要素を検討しつつ、直接河川区域や多摩沿線道路等に面する敷地の建築物、工作物、看板等を対象として設定します。

また、市の施策展開や地区の一体的な開発動向、地形条件や住民発意のまちづくり活動の状況などを踏まえ、市街地を含めた対象区域を設定することもあります。こうした地区は、重点地区として位置づけ、遠景としてのスカイラインや、周辺市街地環境との調和など、より詳細な視点で検討していきます。

4 意義と役割

ガイドラインは、多摩川の沿川地域で建築行為や開発行為等を行う際の基本ルールであり、行政は市民や事業者の協力のもと、その計画適合を求め、快適で個性的な水際景観の形成を先導していく意義があります。また、その運用を通して、進行管理や評価、検証する役割を有しています。

そのため、行政は率先して景観形成ガイドラインに基づく施策を講じ、市民、事業者の景観意識の醸成や協力関係の進展を図ることが必要です。



1 多摩川沿川全域における景観形成の目標と方針

【景観形成の基本目標】多摩川とまちが響きあう水彩景観

川崎のシンボルとなる多摩川にふれあいながら、まちとしての魅力を高め、創造し続ける水彩景観

- 【景観形成方針】
- ① 多摩川を借景とした魅力と潤いある街なみ景観づくり
 - ② 多摩川を身近な存在とする景観づくり
 - ③ 地域特性を活かした景観づくり



一方針図一

方針図凡例





2 ゾーン別景観形成の目標と方針

【景観形成の基本目標】川風そよぐ、交流景観

下町的な雰囲気を残しながらも、共生や交流をテーマに先進性を感じさせる景観

河口域ゾーン
殿町・六郷橋



【景観形成方針】

- ① 緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観づくり
- ② 明快でダイナミックな水辺景観づくり
- ③ 産業地、マンション群、下町的な住宅街等が協調する景観づくり



【景観形成の基本目標】川面に映える、都心景観

繁華街のにぎわいと産業文化の香りを満喫でき、湾曲した川面に映える魅力的な都心景観

都心域ゾーン
六郷橋・多摩川大橋

【景観形成方針】

- ① 玄関口にふさわしい風格と個性が感じられる景観づくり
- ② 都心としての機能と魅力を備えた湾曲部の快適景観づくり
- ③ 都心との回遊性を高める景観づくり

【景観資源と眺望ポイント】

★景観資源 ○眺望ポイント



【景観形成の基本目標】川とふれあう、境界景観

最も川崎らしさが感じられ、バイタリティにあふれ生活感ただよう、境界性にみちた街なみ景観

多彩域ゾーン
多摩川大橋・新二子橋



【景観形成方針】

- ① 生き生きとした生活感をかもし出す境界景観づくり
- ② 旧街道を中心として快適に回遊できる街なみ景観づくり
- ③ 緑をいかした潤い景観づくり



【景観形成の基本目標】川に親しむ、のどかな田園景観

多摩川崖線軸のスカイラインを守り、二ヶ領用水や農地・屋敷林等からなる落ち着いた田園景観

緑住域ゾーン
新二子橋・稲城市境



【景観形成方針】

- ① みどりのスカイラインが眺望できる沿川景観づくり
- ② 歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観づくり
- ③ 水田・梨畑・野菜畑等による心地よさを実感できる田園景観づくり



景観形成の基本目標と方針

ゾーン別景観形成の目標と方針

景観形成基準一覧

基準項目	対象細目	対象となる細目
敷地	通路・広場	敷地内通路、プレイロット等の広場
	建築物の配置	水辺からの眺望に配慮した建築物の配置、見通しの確保、周辺との調和に配慮した建築物の配置等
	みどり	保全緑地、緑化
	塀・柵	川に開放的な塀、柵、フェンス等
	駐車場等	沿川の駐車場、駐輪場、ごみ置場
建築物	形態・意匠	沿川の建築物ファサードのデザイン、素材や階段室などのデザイン
	色彩	沿川の建築物壁面の色相、明度、彩度
	照明	建築物の外観照明、窓等から漏れる明かり、ライトアップ
	付帯設備	屋上給水塔、配電盤、配管、エアコン室外機等の設備類
看板等	屋外広告物	屋上広告塔、屋上広告板、アドバルーン、広告幕、袖看板、壁面広告、立看板、のぼり旗、ネオンサイン、大型液晶パネルなど
	サイン	多摩川や史跡等を解説した案内板、距離・方向性等を表示したサイン
公共施設等	橋梁	道路橋、鉄道橋、施設橋
	多摩沿線道路	多摩川堤防沿いの幹線道路
	河川管理施設等	堰、水門など
	河川敷等	堤防、プロムナード（歩専道、自転車道）、河川敷利用など

基準の見方

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 基本的な考え方 | 各項目に配慮することによって目指すまちの姿 |
| ② 景観形成基準／解説 | ガイドラインで定める基準及びその趣旨 |
| ③ 推奨例 | ガイドラインで推奨する具体的な事例 |
| ④ 具体的な展開方法 | 具体的な活用方法の例示 |

1 敷地に関するガイドライン

通路・広場の基準

一基本的な考え方

まちから川が望める見通し軸や視点場を確保することにより、まちと多摩川の関係性を深め、多摩川をより身近なものにすることを目指します。

景観形成基準

①集合住宅や商業施設等の大規模な建築行為に際しては、多摩川へのアクセス路及び交流広場の設置に努めます。

②戸建住宅を建築する場合は、敷地規模などを勘案しつつ、できる限り歩行者の安全性に配慮した境界づくりに努めます。

【解説】

沿川での建築行為に際しては、アクセス路や交流広場の設置により、まちと多摩川の関係性を一層深め、河川空間を楽しめるようにする必要があります。

具体的な展開方法



多摩川へのアクセス路及び交流広場は、多摩川と近くの景観資源、対岸の街なみや緑をパノラマとして眺望できる位置に。

既存の道路・公園・広場及び駅等からの連続性確保。

歩行者の安全に配慮した境界づくり。

まちから川が望める見通し軸や視点場を確保。

推奨例



多摩川へのアクセス路となる、安全な歩行者空間と交流広場を確保しています。（イメージ）



川へ向かう道で、修景と、歩行者の安全性に配慮した境界づくりがされています。（イメージ）

建築物の配置の基準

—基本的な考え方—

建築物の配置を工夫し、圧迫感の軽減、市街地から水辺への視線誘導及び河川敷や視点場からの景観向上、多摩川崖線軸の眺望確保を目指します。

景観形成基準

①集合住宅や商業施設等の配置に際しては、多摩川及び周辺市街地への圧迫感を軽減するような配置に努めます。

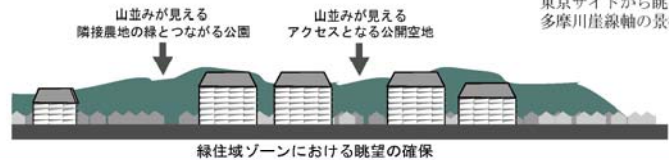
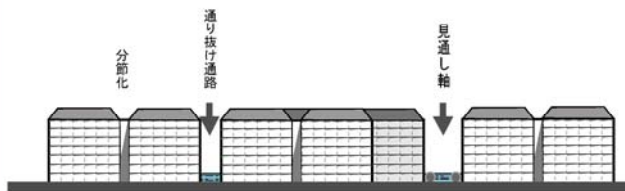
②市街地から多摩川への見通し及び多摩川からの眺望を確保するために、大規模な開発等においては、建築物を板状に配置することはできるだけ避け、やむを得ない場合は、適度な分節などの配慮に努めます。

③緑住域ゾーンでは、背後に広がる多摩川崖線軸の眺望に配慮した配置に努めます。

【解 説】

商業施設や大規模な建築計画の際には、地域の景観資源や周辺市街地との調和を図りつつ、バランスのとれた計画により、多摩川との連続性、圧迫感の軽減や眺望（多摩川崖線など）の確保に十分配慮することが望まれています。

具体的な展開方法



緑住域ゾーンにおける眺望の確保

推奨例



建築物の配置により、市街地から多摩川への見通しを確保しています。（イメージ）



東京サイドから眺めた多摩川崖線軸の景観。

みどりの基準

—基本的な考え方—

川沿い部分の緑地保全や緑化を通して、建築物と川との環境面での調和を図り、水辺における緑あふれた潤い景観の形成を目指します。

景観形成基準

①集合住宅等の住宅系施設の建設にあたっては、桜並木、樹林地や農地等との連続性に配慮するとともに、豊かな緑に包まれた潤い景観の形成に努めます。

②商業系や工業・物流系の施設では、木や花で演出し、水辺空間の魅力につなげる店先づくり、就業環境づくりを進めます。

【解 説】

水辺にふさわしい潤い景観を形成するため、既存の緑と一体的な景観形成を図るとともに、沿川を中心に、敷地内の緑化や屋上緑化など多様な方法で緑化を進める必要があります。



水辺空間の魅力につながる敷地内空地の緑化。（イメージ）



緑町周辺は、桜並木や屋敷散林等が残り、連続した潤い景観となっています。



集合住宅において、道路沿いに歩道及び緑化スペースをふんだんに確保しています。（イメージ）



水辺空間の魅力につなげる店先づくりをしています。（イメージ）

推奨例

具体的な展開方法

- 敷地内緑化が難しい場合には、計画的なベランダ緑化、壁面緑化、屋上緑化などの推進に努めます。
- 田園景観が残る地域では、生産緑地地区等との連続性を確保するなど都市農地の保全に配慮します。

塀・柵の基準

—基本的な考え方—

敷地まわりを生垣・フェンス等で囲うなどして、自然度が高く開放感あふれた水際線づくりを目指します。

景観形成基準

①多摩川と調和した潤い景観を創出するため、河川空間と接する部分については、生垣・フェンスなど透過性の高い塀・柵での修景に努めます。

②無機質なブロックやコンクリートで塀が作られる場合には、生垣、植栽帯による緑化など修景に努めます。

【解 説】

住宅系では、防災・防犯対策とプライバシー保護のバランスを考えながら、潤い景観づくりの一環で緑化する必要があります。

また、高い機密性が必要とされている工業・流通系では、周辺への圧迫感の軽減から修景が求められます。

具体的な展開方法

○大規模な建築行為に際しては、高木や低木等を組み合わせた生垣の設置、フェンスと一体的な緑化などにより、河川空間と調和した自然度の高い潤い景観を生み出すことが望めます。

○工業・流通系施設で塀等を設置する場合は、周辺への圧迫感を軽減するため、コンクリート塀と植栽帯を組み合わせたり、透過性の高いフェンスと生垣・植栽帯を組み合わせるなどの方法が有効です。

推奨例



工場のコンクリート塀の外周は植栽帯で緑化されています。



多摩川に面した敷地境界を生垣や高木で仕切り、ベンチ類を配置し、くつろぎ空間を生み出しています。

駐車場等の基準

—基本的な考え方—

駐車場・駐輪場・ごみ置場などは、修景緑化、建築物との一体的なデザインなどにより、水辺の歩行環境としての快適な街なみ形成に資することを目指します。

景観形成基準

①駐車場は、外周で緑化を施し、目隠しになるように創意工夫し、質の高いデザインとするよう努めます。

②駐輪場やごみ置場等は、建築物本体に馴染んだ質の高いデザインとし、目隠しや緑化により修景することに努めます。

【解 説】

駐車場・駐輪場・ごみ置場などは、多摩川のプロムナードに面して駐車場を設置しないことが望めますが、やむを得ず設置する場合には、目立たない位置への配置、植栽などを進めるとともに、建築物と一体的なデザインにするなど工夫が必要です。

具体的な展開方法



○立体駐車場は、規模的にも形態的にも景観を損ねる場合があります。低く抑さえ、緑化などを図ることが望めます。

推奨例



マンションの駐車場等で、外周や屋上を緑化しています。(イメージ)



鳥等の被害を防ぎ、シンプルにデザインされ、緑に埋め込まれたごみ置場。(イメージ)



2 建築物に関するガイドライン

形態・意匠の基準

—基本的な考え方—

多摩川に面し水際線にふさわしい建築物の形態や意匠をデザイン面で工夫し、心地よさが感じられる快適な街なみを形成します。

景観形成基準

①堤防上のプロムナードや河川敷から見える建築物のファサード(立面外観)、屋根などの形態及び意匠を重視し、沿川地区での秩序だった街なみを形成するように配慮します。

②周辺建築物等との調和に配慮するとともに、地域特性を反映した個性や心地よさが感じられるファサード形成に努めます。

【解説】

建築物の形態・意匠は水際線に接している特性を活かし、建築物のファサード素材、外観の連続性やリズム、屋根の連なりなどに配慮し、形態・意匠をきめ細かくデザインすることが大切です。

具体的な展開方法

○著しく長い立面の建築物は垂直分節、著しく高い立面の建築物は水平分節(低、中、高層部等)の工夫で、ファサードの連続性やリズムを生み出すなど、周辺と調和した親しみやすいデザインに努めます。

○意匠素材などについては、近くにある橋や景観資源・ランドマークなどの構成要素を引用したり、それらとの調和を図ることが効果的です。

推奨例



水辺空間を意識した建築物のファサード。



都心域の印象的な景観

色彩の基準

—基本的な考え方—

水面・空・河川敷といった水際線の構成要素との調和を基本に、周辺建築物の色彩や地域特性を反映した街なみの形成を目指します。

景観形成基準

①建築物の見付け面積の5分の1以上を占める基調色は、周辺への街なみ景観に与える影響が大きいため、周辺環境との調和に努めます。特に、周辺から突出したけばけばしい色彩は避けるものとします。

②川崎側の沿川は、東京側に比べ逆光となり暗めになることに配慮し、基調色の明度を高めにします。

【解説】

色彩については、ゾーンごとの特徴を踏まえた色相を基調色にするとともに、避けるべき色相や彩度、明度などの考え方を組み立て、基準化する必要があります。

推奨例



レンガによる重量感と深い色調により、素材・トーンの調和が図られています。

具体的な展開方法

○推奨する基調色例

緑住域 自然に馴染むアースカラー

多彩域 低彩度の多様な色相

都心域 風格のある自然素材

河口域 明快な白・ベージュ色 など

○建築物の見付け面積の5分の1未満で使用するアクセント色は、単一の色彩による圧迫感や単調さの軽減に配慮し、調和した色彩をバランスよく配置するなど、優れた景観形成に寄与するよう効果的に使用します。

色彩基準の記号について

※色彩基準については、マンセル表色系という、JIS規格などにも採用されている色彩の指標で示しています。
色彩を「色相(色あい)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」の3つの組み合わせで表しています。
R(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)など色の頭文字をとったアルファベットと、各色相を細分化するため0から10までの数値を組み合わせて表しています。明度は0から10までの数値で表し、数値が大きくなるにしたがって明るさが増します。彩度は0から15までの数値で表し、数値が大きくなるにしたがって鮮やかさが増します。



ゾーン別基準

河口域・都心域・多彩域ゾーン

色相	明度	彩度
R系	OR~9. 9R	8以上 5以上8未満 2以下
YR系	OYR~4. 9YR 5. OYR~9. 9YR	5以上 8以上 5以上8未満 2以下 4以下
Y系	OY~4. 9Y 5. OY~9. 9Y	8以上 5以上8未満 8以上 5以上8未満 2以下 4以下 1以下 2以下
その他の色相 (河口域・都心域ゾーンは除外)	8以上 5以上8未満	1以下 2以下

- * 以下の色彩については制限がありません。
- ・表面に着色していない自然素材等（石、木、土、ガラス等）の色彩
 - ・建築物、工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩
 - ・川崎市臨海部色彩ガイドライン等、既定のガイドラインに基づいた色彩
- * 河口域・都心域ゾーンで除外される「その他の色相」のうち、明度5以上彩度0.5以下の色彩については使用できるものとします。

カラーチャート 青枠 本ガイドラインの制限の範囲
赤枠 川崎市景観計画（水のゾーン）の範囲

緑住域ゾーン

色相	明度	彩度
R系	OR~9. 9R	8以上9未満 5以上8未満 2以下
YR系	OYR~4. 9YR 5. OYR~9. 9YR	5以上9未満 8以上9未満 5以上8未満 2以下 4以下
Y系	OY~4. 9Y 5. OY~9. 9Y	8以上9未満 5以上8未満 8以上9未満 5以上8未満 2以下 4以下 1以下 2以下
その他の色相	5以上9未満	1以下

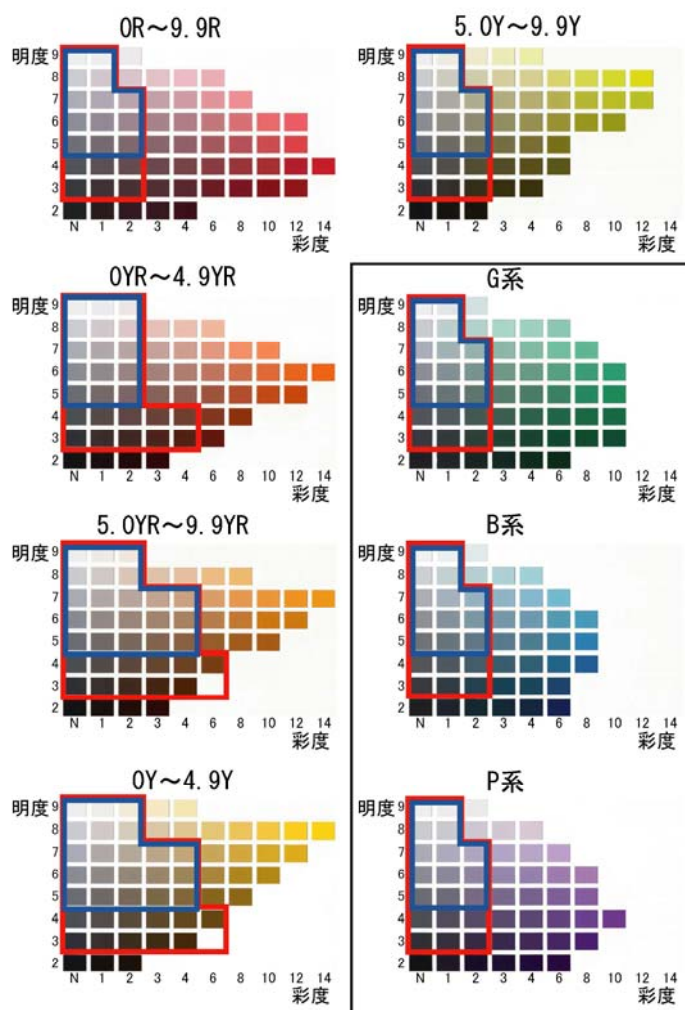
※色彩は、日本工業規格JIS Z8721（色の表示方法）に定める「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせで表すマンセル表色系により示しています。

※「その他の色相」は、GY系・G系・BG系・B系・PB系・P系・RP系のうち代表して、G系・B系・P系のカラーチャートを例示しています。

※印刷のため、実際の色相とは異なる場合があります。

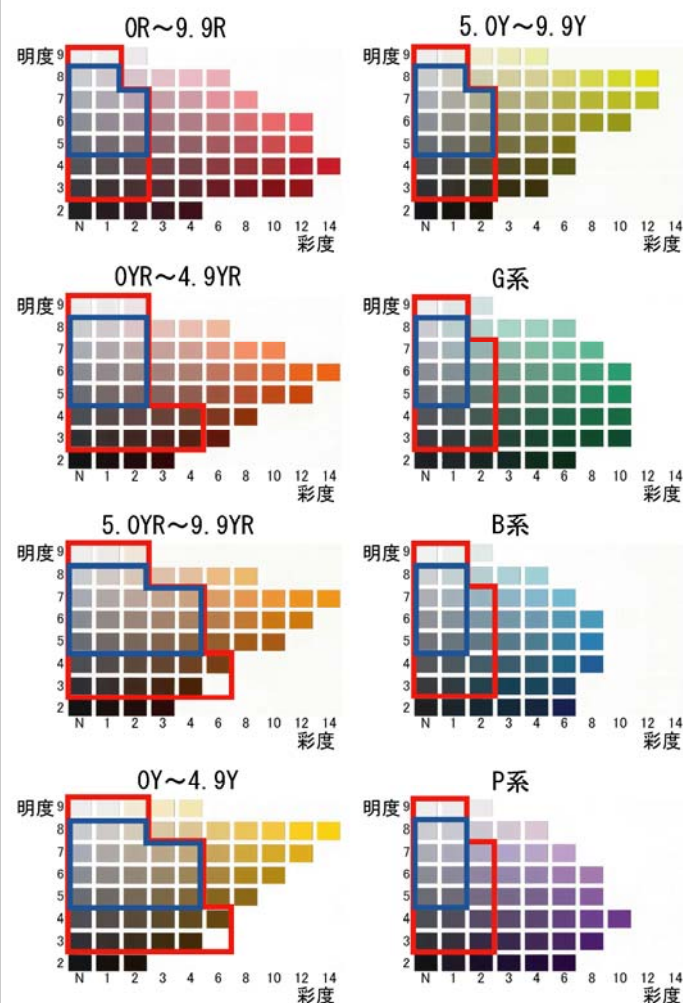
河口域・都心域・多彩域ゾーン

ただし、河口域・都心域ゾーンは黒枠内色相（G・B・P系）を除く



緑住域ゾーン

※緑住域ゾーンは、川崎市景観計画では「水のゾーン」とされていますが、多摩川崖線との調和に配慮するため、「緑のゾーン」で基本とする色彩を踏まえ、基準を定めています。



照明の基準

—基本的な考え方—

水辺は、街なみのあかりが美しく映える格好の場であり、地域特性と水辺にふさわしい夜間景観や夜景スポットの創出を目指します。

景観形成基準

①都心域や拠点では、建築物等の外観の照明、窓あかり、道路や橋の街灯やライトアップ、イルミネーションなどを適切に組み合わせ、魅力的な夜間景観の形成に努めます。

②マンション等の住宅街では、点滅したり明るすぎる照明は避け、防犯灯設置などにより温かさや安心感の演出に配慮します。

【解 説】

水際線に沿った建築物等の照明については、場所の特性によって、メリハリを利かせた照明をデザインし、夜間景観を演出する必要があります。

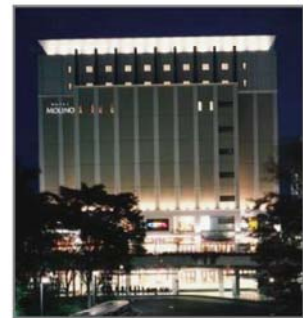
具体的な展開方法

○沿川の商業施設などは、輝度の高い低層部のあかりなどを活用し、楽しさとにぎわいを演出することに配慮します。

○住宅の窓から漏れるあかりは、水際線を行き来する人々にぬくもりや安心を抱かせるため、暖色系のあかりが望まれます。

○車や歩行者が行き交う場所では、照明による統一感を出していくことが望まれます。

推奨例



低層部と頭部の明かりで楽しさと賑わいを演出しています。(イメージ)



あかりは、賑わいとやすらぎの両面で効果を持ちます。(イメージ)

付帯設備の基準

—基本的な考え方—

建築物に付帯する設備等を、水辺から目立たないように工夫することで、心地よい水際景観やスカイラインの創出を目指します。

景観形成基準

①配管・エアコン室外機等の付帯設備類は、街なみから目立たないように、建築物本体と一体化したデザインとするように工夫します。

②高架水槽などの屋上設備類は、建築物の一部となるようにしたり、腰壁やルーバーで目隠しするなどデザインの工夫に努めます。

【解 説】

付帯設備は、壁面を構成する場合や屋上に設置される場合がありますが、水際景観やスカイラインに大きく影響を与える要素です。建築物と一体的にデザインしたり、周辺から見えにくくするなど、十分な配慮が必要です。

推奨例



エアコン室外機等を建築物と一体的なデザインとしています。(イメージ)



付帯設備をルーバーや植栽で隠しています。(イメージ)

具体的な展開方法



(推奨)
シンプル

○屋上のスカイラインがデコボコになるのを避け、なだらかで変化が感じられるデザインとすることが望まれます。



デコボコ
エレベーター機、空調機等による凹凸

○住宅地に隣接する工場等では、配管等の設備類をむき出しにしないように努めるとともに、建築物壁面の形状、素材、色彩との調和を図るようにします。



(推奨)
なだらか
エレベーター機、空調機等による凹凸



(推奨)
シンプルで
ダイナミック
動き・流れを持つ配置

3 看板等に関するガイドライン

屋外広告物の基準

—基本的な考え方—

屋外における広告物は、それらの設置や管理が無秩序になることがないように適切に規制することで、美しく落ち着いた水際景観の維持、向上を目指します。

景観形成基準

①店舗・遊戯施設・ホテル等の屋外広告物は、形・大きさ・色が目立つだけのものを避け、集約化し統一したデザインとするよう努めます。

②緑が多い地域や住宅街等の地域では、看板等は必要最小限のものにとどめ、環境と調和する落ち着いた色を基調とします。

推奨例



一定のルールのもとで集約化し、統一された広告物。(イメージ)

【解 説】

屋外広告物は、まちに情報や活気をもたらすものですが、派手で目立つだけのものが氾濫する状況を防ぐため、ゾーン別の違いや特性などを考え合わせ、水辺にふさわしい良好な景観形成につながるルールを定める必要があります。

具体的な展開方法

ゾーン別の基本的な考え方と配慮事例

○河口域ゾーン

住環境と共存した統一的で明快なデザイン

○都心域ゾーン

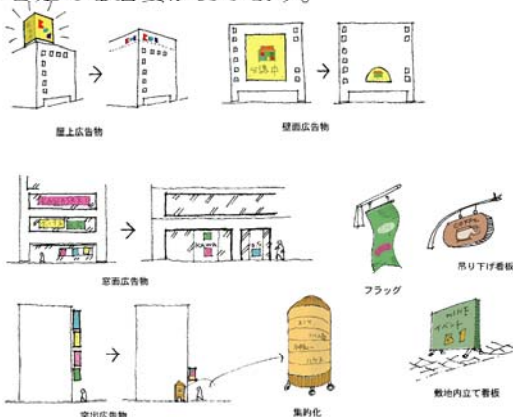
都心の賑わいを演出する優れたデザイン

○多彩域ゾーン

活気を演出しつつも、周囲と調和し秩序が感じられるデザイン

○緑住域ゾーン

落ち着いた色のある田園景観と調和したデザイン



環境と調和する落ち着いた色のある看板。企業色を街の色彩に合わせています。(イメージ)



広告物種別	配慮すべき事項
屋上広告物	原則として屋上広告物、広告塔の設置は控えましょう。
壁面広告物	高層部は極力ビル名称等の最低限のものとし、それ以外の商業広告物等は控えましょう。 建築物と調和した色彩・デザインとし、できる限り「切り文字」式としましょう。
窓面広告物	高層部に設置しないように配慮しましょう。 窓面に店舗等の名称などを表示する場合は直接貼り付けを避け、インテリアサイン等としましょう。
突出広告物 (袖看板等)	高層部に設置しないように配慮しましょう。 できる限り集約化しましょう。
その他の 広告物	フラッグ、のぼり旗、立て看板などは、ゾーン毎の特性に合わせて過剰にならないよう配慮しましょう。 新しいメディアを活用する場合は、賑わいを演出する都心域ゾーンを中心とし、多彩域ゾーンや緑住域ゾーンは、住環境との調和を基本に、点滅する広告物やネオン管の露出する広告物を控えましょう。

サインの基準

—基本的な考え方—

水辺での快適な景観に配慮し、市民が散策・休憩・遊び等を存分に楽しめるよう、水辺へのスムーズな誘導を図り、回遊性を高めるサインの適切な設置を目指します。

景観形成基準

①建築物の位置や方角を知らせる誘導・案内サインは、質の高い共通のデザインにするように努めます。

②まちの由来や多摩川の歴史等を紹介する説明サインの適切な設置に努めます。

③個々のサインを組み合わせ、集約化することで、簡潔で分かりやすいデザインとします。

推奨例

【解 説】

サインは、まちと川との関係を示したり、景観資源の説明をしたり、大切な役割を担っています。水際線を移動し、楽しむ際には欠かせず、簡潔で分かりやすく、共通性があるサインの設置が必要です。



多摩川に設置された簡潔で分かりやすい誘導サイン



歩道空間と一体化したサイン(イメージ)

4 公共施設等に関するガイドライン

橋梁の基準

—基本的な考え方—

多摩川の風景を形づくる橋梁は、水辺に調和するようデザインを工夫するとともに、快適な歩行者空間を創出することで象徴的な景観資源の形成を目指します。

景観形成基準

- ①多摩川に架かる橋梁については、東京都から川崎市に出入りする玄関口として象徴的な景観づくりに努めます。
- ②質の高い橋梁のデザインにするとともに、親しみと回遊性の高い歩行者空間の形成に努めます。

具体的な展開方法

○ランドマークとなる橋梁の美しさを際立たせるように配慮し、多摩川や水際空間に調和した色彩、照明などのデザインに努め、景観面での質的な向上を目指します。

推奨例



大師橋は、川崎の玄関口にふさわしく、美しく洗練されたデザインになっています。

多摩沿線道路の基準

—基本的な考え方—

多摩沿線道路は、交通量の多い幹線道路であるため、潤いの創出や歩行者の安全確保などにより、回遊性の向上を図り、河川空間とまちとの一体化を目指します。

景観形成基準

- ①沿線道路沿いで大規模な集合住宅等を建設する際には、緑化と歩道設置を一体的に進め、沿道環境の改善に努めます。
- ②まちから多摩川の回遊性を高めるため、サインによる誘導や案内板の設置などに努めます。

具体的な展開方法

○沿線道路と河川プロムナードを空間的に一体化する観点から、沿線道路に沿ってセッバック、歩道化、緑化、柔らかなデザインの照明灯設置などの工夫が望まれます。

推奨例



まちから河川プロムナードに行くところに、横断歩道とちょっとしたスペースがあります。

河川管理施設等の基準

—基本的な考え方—

水門・堰等の施設は、河川空間にふさわしい色や素材等を工夫し、その周辺の広場化等を進め、結節点・ランドマークとしての景観保全、活用を目指します。

景観形成基準

- ①水門や堰は、河川内のランドマークとして水辺空間に調和した形態・色彩にするなどのデザイン的な配慮に努めます。
- ②水門や堰のある場所については、その周辺空間を活かした小広場化や緑化などを進め、快適に水辺を楽しめる環境形成に努めます。

具体的な展開方法

○水門・堰は、多摩川における重要な景観資源、モニュメントであることから、派手な色や極度に暗い色を避けるようにします。

推奨例



二ヶ領宿河原堰のたもとには、二ヶ領せせらぎ館が整備されています。

河川敷等の基準

—基本的な考え方—

市民に身近で緑豊かなオープンスペースとして開放し、魅力的で楽しめるレクリエーションの場としての活用を目指します。

景観形成基準

- ①スポーツや散策、花づくり、川とのふれあい学習などの場としてレクリエーション利用を図ります。
- ②桜並木、歴史遺産、八景・50景などは景観資源として保全、活用する形で、将来に渡って継承していきます。

【解 説】 河川敷等の利用については、「川崎市多摩川プラン」に基づいて実施していくものとします。

1 良好な景観形成を推進する誘導手法

本ガイドラインをきっかけとして、市民や事業者などが多摩川に関する景観への関心を高め、関係者の合意形成を図ることができれば、次のステップとして様々な景観施策の活用や市民活動に発展していくことが考えられます。

○地区計画

都市計画法が根拠で、住民のまとまりがある街区単位をベースとしたまちづくりルールです。定めることができる内容は、建築物等の用途や高さの制限、形態または色彩その他の意匠の制限などがあります。

○景観法に基づく主な手法

景観重要公共施設：市の骨格を形成する都市拠点や景観軸などの構成要素である公共施設など、市の良好な景観形成を実現するために、特に重要な公共施設を管理者の同意を得て指定し保全する制度です。

景観重要樹木：地域の自然、歴史等からみて景観上の特徴を有し、誰もが眺めることができる樹木を、所有者の意見を踏まえて指定し保全する制度です。

景観協定：一団の土地の所有者や借地権者の全員の合意により、当該土地における良好な景観の形成に関する協定を締結する制度です。

景観地区：市街地の良好な景観形成を図るため、都市計画に定めた地区で、特に積極的な景観誘導を図る場合に指定します。

○都市景観形成地区

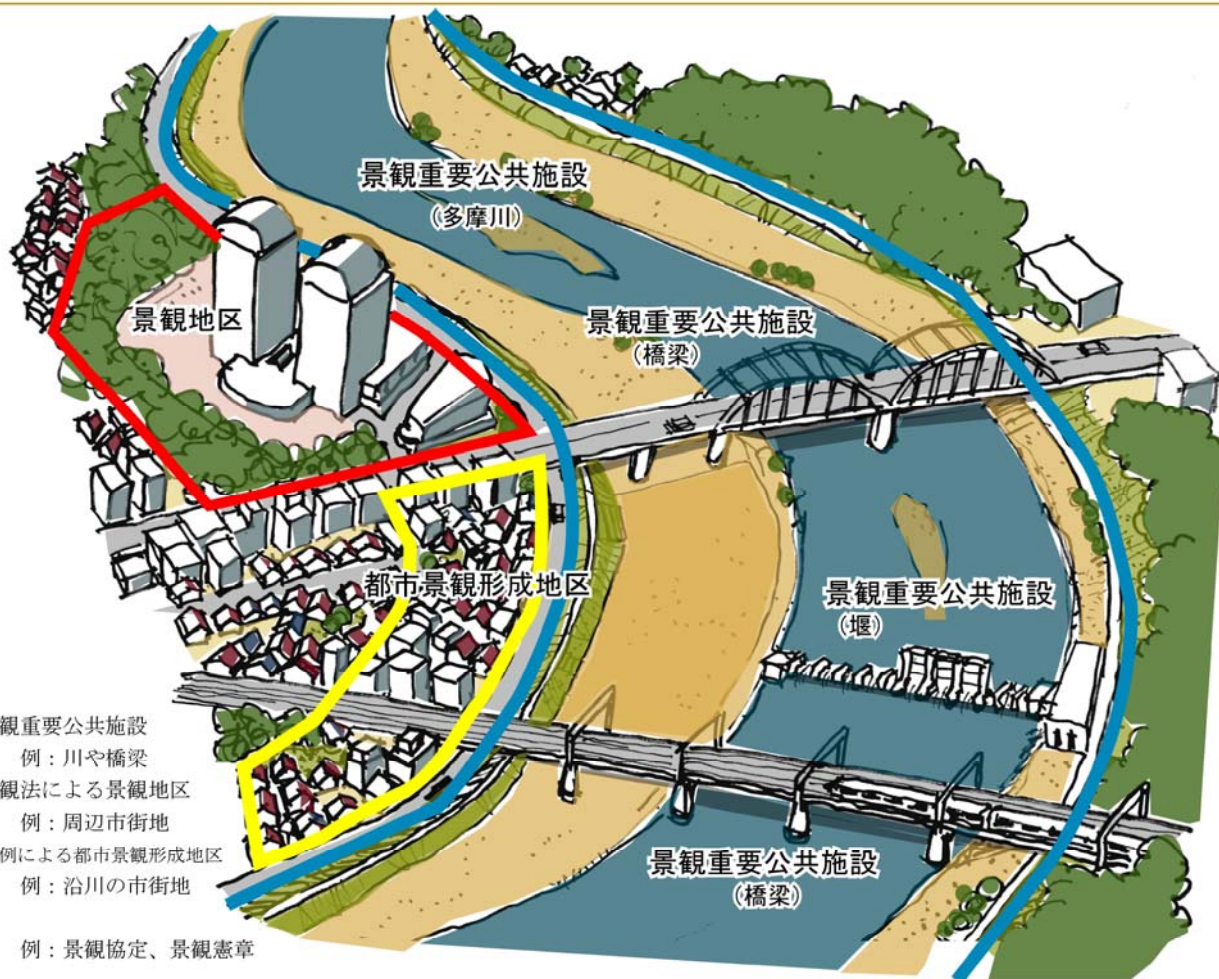
本市の都市景観条例に基づき、川崎らしい特色のある地区、商店街や住宅地で地元の気運が高まっている地区などを指定し、景観形成の方針や基準を守っていく制度です。

○建築協定

建築基準法が根拠で、住宅地としての良好な環境を保全するなど、地域住民の合意形成により、建築基準法の一般の基準以上の制限を定め、その内容を市長が認可する制度です。協定締結後は、地域住民が基準の運用やまちの点検などを行っています。

○任意の街なみ協定、憲章等

法律に基づかない、地域住民の任意のルールです。地域の実情に応じた様々なルールを住民の合意の熟度に応じて定めます。



景観施策の例

景観法による景観重要公共施設

例：川や橋梁

都市計画法・景観法による景観地区

例：周辺市街地

川崎市都市景観条例による都市景観形成地区

例：沿川の市街地

任意的な協定

例：景観協定、景観憲章



2 景観計画との関わりと運用イメージ

川崎市景観計画は、景観法により川崎市全域について、良好な景観の形成を促進するために景観形成方針や行為の制限に関する事項などを定めています。

景観形成方針では、本市の景観特性を踏まえ、効率的、効果的に施策を進めるために、景観の骨格として7つの「都市拠点」、5つの「景観軸」、4つの「景観ゾーン」を定めています。

今後は、こうした景観の骨格を中心に施策の展開を図りますが、多摩川はこのうちの「景観軸」として位置づけがなされています。また、具体的な推進策として本ガイドラインの策定が掲げられており、その積極的な運用が重要となっています。

3 沿川自治体や国等との連携

多摩川沿川の景観は、本来対岸と一体的に捉えるものであるため、周辺自治体と徐々に連携、協力する仕組みを生み出していく必要があります。また、その際には、国土交通省京浜河川事務所及び多摩川流域協議会との連携、協働が重要になります。

4 ガイドラインの様々な運用

多摩川沿川市街地で想定される様々な建築物の更新や改修、土地利用転換等の契機を捉え、積極的にガイドラインの運用を図っていきます。

① 大規模で一体的な再開発の場合

一定規模以上の再開発の際は、地区計画制度等を活用して良好な環境を確保することが望めます。地区計画では、建築物の色彩や形態、高さ、壁面の位置などを定めますが、そのルール化の際の指針として、ガイドラインの活用が考えられます。

② 単体の大規模建築物等整備の場合

都市計画の規定の高さを超えたり、延べ面積が10,000㎡、最も長い壁面の長さが70mを超えたりする場合等の大規模建築物を建築する場合は、景観上、周辺部への影響が大きいことから、景観法による「川崎市景観計画」を根拠として、市に届出が必要となります。その際に、ガイドラインの運用について事業者と協議を行います。

③ 公共事業の場合

道路や橋梁をはじめ、河川や公園・緑地などの公共事業については、ガイドラインを積極的にPRして運用を促し、早い段階で公共施設管理者との協議・調整を行います。また、関係機関が多くあることから、連携の強化を図ります。

④ 一般建築物等の建替えの場合

ガイドラインは、沿川における魅力や個性を活かしたまちづくりを時間をかけながら推進する側面があります。従って、ガイドラインの主旨を理解していただき、戸建などの小規模建築物や共同住宅などの中規模程度の建築物や工作物などについても、積極的に運用していきたいと考えています。



5 成長し続けるガイドライン

多摩川とまちが響きあう水彩景観を守り、創り育もう！！

常に見つめ、成長しつづけるガイドライン

地域住民・事業者・行政の協働により成長

「個別の建築行為においてガイドラインに配慮し、景観づくりを進める。」

地域ごとの景観まちづくり、重点地区の設定等により成長

「地域の実情に応じた展開を図り、ガイドラインの実効性を向上する。」

Plan. Do. Check. Act.のサイクルで成長

「運用を重ねる中で、ガイドラインの修正・充実を図る。」

ガイドラインは、地域住民、事業者、行政相互の協働により、景観に配慮した建築行為や開発行為を一つずつ実現し、その積み重ねで「多摩川とまちが響きあう水彩景観」を守り、創っていくものです。

また、ガイドラインは、地域ごとの身近な景観まちづくりや、重点地区での詳細な基準づくり等により、今後もさらに発展していきます。こうした、具体の地域に即したルールづくりを進める中で、ガイドラインの実効性を高めていくとともに、ガイドライン自身に描かれている内容に関しても、PLAN（事前相談、計画づくり）、DO（建築、開発の実現）、CHECK（評価、検証）、ACT（見直し、改善）を繰り返し、成長し続けることを目指します。



KAWASAKI CITY

川 崎 市

まちづくり局計画部 景観・まちづくり支援課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL: 044-200-2707 FAX: 044-200-0984
E-mail: 50keikan@city.kawasaki.jp

平成20年3月作成